

肝炎治療受給者証（インターフェロン治療）の有効期間延長について

肝炎治療受給者証（インターフェロン治療）の有効期間は、原則として一年間です。

例外的に、一年間を超えて有効期間の延長が認められる方は、次の「ケース1」または「ケース2」に該当される場合に対象となります。

「ケース1」（最長2か月の延長）→ 有効期間内に治療休止期間がある方

「ケース2」（24週の延長）→ ウイルスの型や治療内容により治療延長が必要な方

ケース1

副作用によりインターフェロン治療を一時中断する等の治療休止期間がある方で、当初の48週治療の予定期間を超え、かつ、受給者証の有効期間も超えて治療をする可能性が高くなった場合です。

ただし、あくまでも当初の治療予定期間を延長する場合を対象としていますので、当初の治療を再度やり直すような場合には該当しません。

Q1：「副作用によりインターフェロン治療を一時中断等」とはどのような場合ですか？

副作用、他の病気の治療が必要となった、勤務先の都合による頻回な海外出張により治療を中断した等、本人の責任に寄らない事由によりインターフェロン治療を一時休止した場合です。

Q2：有効期間はどれくらい延長されますか？

現行有効期間に引き続く、最長2か月の延長となります。

Q3：有効期間延長の手続きはどのようにすれば良いのですか？

まずは主治医（専門医）に御確認ください。該当される場合は、受給者証の有効期間満了までに「肝炎治療受給者証（インターフェロン治療）有効期間延長申請書（B）」により、住所地を管轄する保健所へ申請をお願いします。用紙は保健所（または県ホームページ）にあります。

保健所の窓口で、受給者証の有効期間を変更します。

（裏面へ続く）

ケース2

次のような病状に該当される方です。まずは、主治医（専門医）にご確認ください。
【C型慢性肝炎セログループ1型かつ高ウイルス量であり、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法の実施に当たり、一定の条件を満たし、医師が72週投与が必要と判断する場合】

「一定の条件を満たす場合」とは、次のような場合です。

- ① 前回の治療において、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法48週を行い、36週目までにHCV-RNAが陰性化した~~が~~再燃した方で、今回の治療においてHCV-RNAが36週までに陰性化したような場合
- ② ①に該当しない方で、今回の治療において、投与開始12週後にHCV-RNA量が治療開始前の値の1/100以下に低下するが、HCV-RNAが陽性（Real time PCR）で、36週までに陰性化したような場合

Q1：有効期間はどれくらい延長されますか？

現行有効期間に引き続く、24週（6か月）の延長となります。

Q2：有効期間延長の手続きはどのようにすれば良いのですか？

まずは主治医（専門医）にご確認ください。該当される場合は「肝炎治療受給者証（インターフェロン治療）有効期間延長申請書（A）」により、住所地を管轄する保健所へ申請をお願いします。用紙は保健所（または県ホームページ）にあります。

後日、確認の後、有効期間を24週（6か月）延長した受給者証を再交付します。

○保健所窓口

患者さんの住所	保健所・支所名	郵便番号	所在地	電話番号
岡山市	岡山市保健所	700-8546	岡山市北区鹿田町 1-1-1	086-803-1290
倉敷市	倉敷市保健所	710-0834	倉敷市笹沖 170	086-434-9810
	児島保健推進室	711-8565	倉敷市児島小川町 3681-3	086-473-4371
	玉島保健推進室	713-8565	倉敷市玉島阿賀崎 1-1-1	086-522-8113
	水島保健推進室	712-8565	倉敷市水島北幸町 1-1	086-446-1115
	真備保健推進室	710-1398	倉敷市真備町箭田 1141-1	0866-98-5111
玉野市、瀬戸内市、吉備中央町	備前保健所	703-8278	岡山市中区古京町 1-1-17	086-272-3934
備前市、赤磐市、和気町	東備支所	709-0492	和気町和気 487-2	0869-92-5180
総社市、早島町	備中保健所	710-8530	倉敷市羽島 1083	086-434-7024
笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町	井笠支所	714-8502	笠岡市六番町 2-5	0865-69-1675
高梁市	備北保健所	716-8585	高梁市落合町近似 286-1	0866-21-2836
新見市	新見支所	718-8550	新見市高尾 2400	0867-72-5691

真庭市、新庄村	真庭保健所	717-8501	真庭市勝山 591	0867-44-2990
津山市、鏡野町、久米南町、美咲町、	美作保健所	708-0051	津山市椿高下 114	0868-23-0163
美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村	勝英支所	707-8585	美作市入田 291-2	0868-73-4054

○県庁窓口

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県保健医療部疾病感染症対策課感染症対策班

TEL：086-226-7331 FAX：086-226-7958

<ホームページ> 岡山県ホームページから疾病感染症対策課をご覧ください。